

# 設置基準をいかにし特別支援学校の 教室不足解消を求める請願署名

## 【請願趣旨】

### 設置基準制定の趣旨をふまえて特別支援学校新設をすすめ、劣悪な教育条件の改善を

全国的に特別支援学校の児童生徒の増加がすすみ、2009年からの22年間で児童生徒が57,471人増で1.65倍になったのに対して、学校数が172校増で1.17倍にとどまっており、きわめて不十分です。全国で不足している教室は、2021年度の文科省調査でも3740教室もあることが明らかになっています。

多くの特別支援学校では、普通教室を確保するために、1つの教室をカーテンやついたてで仕切って2教室として使ったり、調理室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。仕切った教室はとても狭い上に、隣のクラスの授業の声や音が筒抜けで落ち着いた授業になりません。特別支援学校の子どもたちは、長年にわたって劣悪な教育条件のもとで様々な我慢を強いられています。

このような事態を生み出した原因が、特別支援学校の設置基準がないことだとして、父母・保護者・教職員・関係者が「特別支援学校にも設置基準をつくって」と声を上げ、10年余にわたる運動をし続けてきた結果、2021年9月24日に「特別支援学校設置基準」が制定されました。この設置基準制定の趣旨には「特別支援学校の教育環境を改善する」と記されており、国や自治体には特別支援学校の劣悪な教育条件を改善する責務があります。しかし、設置基準が制定されたもとでも、教育条件の悪化に歯止めがかかっていません。

上記の実態をふまえ、下記の事項について実現してください。

## 【請願事項】

- 設置基準制定の目的である、特別支援学校の教室不足解消と教育環境の改善をただちに実現するための学校新設がすすむよう、以下のことを行ってください。
  - 自治体が学校新設を促進するために、特別支援学校設置に関わる国庫補助率を早急に 3 分の 2 に引き上げるなどの予算措置をしてください。
  - 各自治体が、特別支援学校の教室不足解消のための「集中取組計画」の策定を確実にし、着実に実行できるよう支援してください。
- 制定された「特別支援学校設置基準」をより実効性あるものとするために、以下の内容を規定した「設置基準」になるよう早急に見直しを図ってください。
  - 在籍する児童・生徒数の上限を 1 校につき 150 人以下とすること
  - 通学時間の上限について、家庭から学校までを 1 時間以内と規定すること
  - 必要な特別教室の種類や数を明記すること
  - 既存校の基準適用を「努力義務」にせず、設置基準への適用期限を明示すること

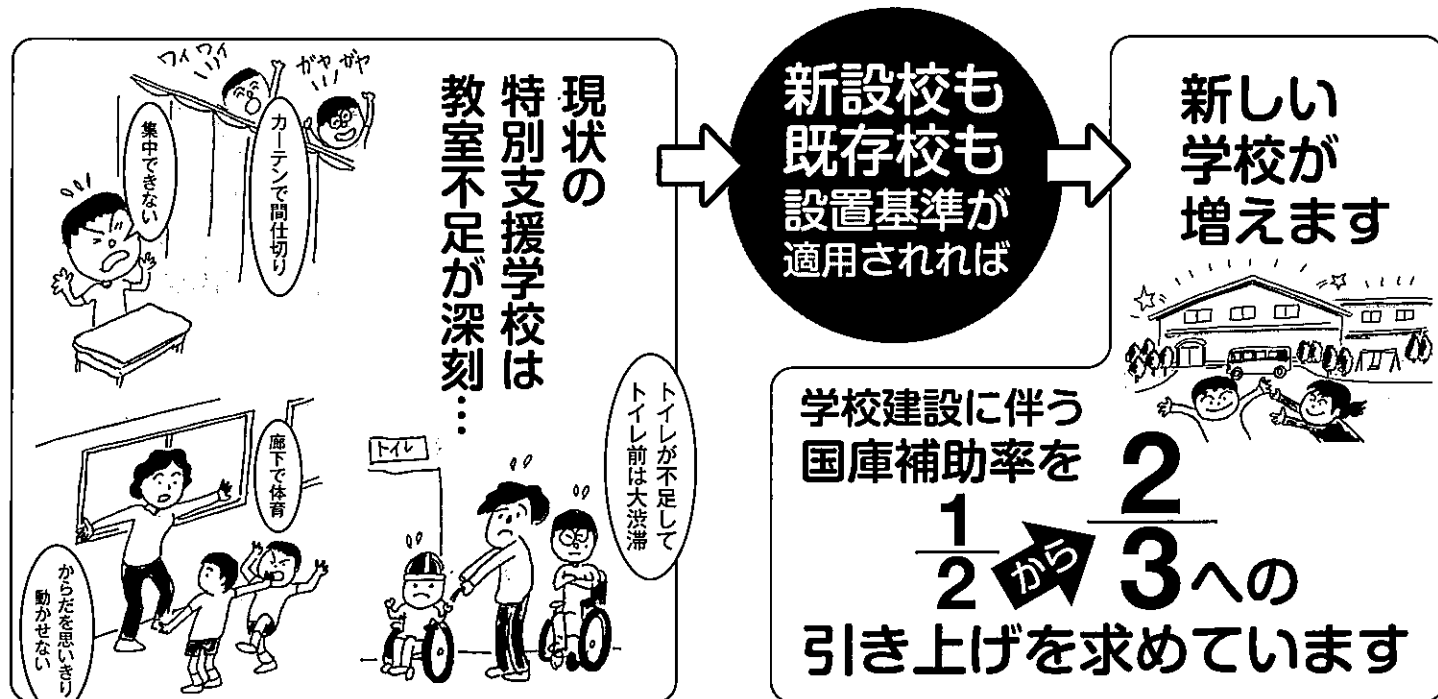
氏 名	住 所 (「同上」「#」は使わないで下さい)
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

障害児学校のよりよい設置基準を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会

〒102-0084 千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館3階 TEL 03-5211-0123

(この署名は目的以外には使用しません)

# 設置基準の趣旨をふまえ 特別支援学校の 劣悪な教育条件の改善を求めます



深刻な過大・過密や教室不足を解消するためには、新しい特別支援学校の建設が不可欠です。小学校・中学校・高校などの空き教室を活用して分教室や分校を設置することは、「間借り」した施設で子どもたちが教育を受けることになり、教育活動や設備面などの制約も多く、本来の教育環境としては望ましくないと考えます。

教室不足が深刻な地域に、必要な施設・設備を備えた新しい学校の建設が必要です。そのための国による自治体への財政支援を求めています。

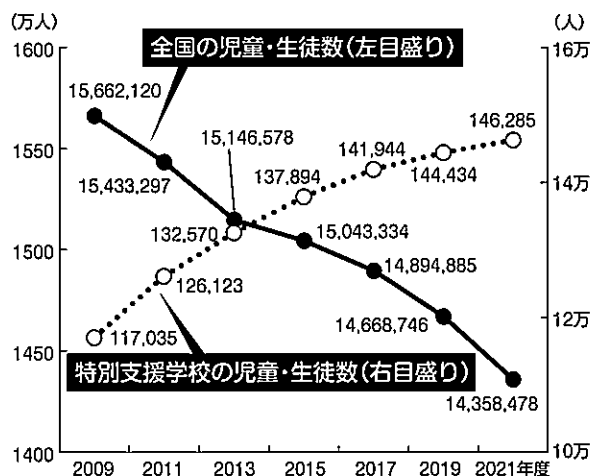


## ●「設置基準」として定められた主なもの

- これまで規定がなかった幼稚部の学級が「5名以下」と明記
- 特別な場合を除いては「同学年の児童又は生徒で学級を編制」、「障害種別に学級を編制」
- 養護教諭を「幼児、児童及び生徒の人数に応じ」配置
- 学校に備えるべき施設として図書室、自立活動室が明記

## ●求めていたけれど「設置基準」に入らなかったもの

- 在籍する児童・生徒数の上限を150人以下に
- 通学時間の上限を1時間以内に
- 必要な特別教室の種類や数
- 今ある学校への基準の適用
- 1教室あたりの面積



**障害児学校のよりよい設置基準を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会**